

第 9 7 号 議 案

新宿区庁舎整備基金条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 26 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区庁舎整備基金条例

(設置)

第1条 新宿区庁舎の整備に係る資金に充てるため、新宿区庁舎整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、新宿区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置目的のために必要な場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新宿区庁舎の整備に係る資金に充てるため、新宿区庁舎整備基金を設置する必要があるため